

研究班報告 1 Policy Studies Group

スウェーデンにおける脱コーポラティズム化の一局面

穴見 明

1. はじめに

周知のように、ゴールドソープは1987年の時点において、西欧社会における社会発展の方向の「収斂の終焉」について語っていた。その時点では、少なくとも表面的には、コーポラティズム的な政治経済的編成をとる諸国とデュアリズム的なゆきかたをとる諸国が、実際はっきりと識別可能であったと言ってよいであろう。その際、スウェーデンがコーポラティズム的編成の代表的事例の一つとしてあげられていたこともよく知られている。

ところが、近年、そのスウェーデンにおいても、脱コーポラティズム化の進行がはっきりとした現象として観察されるようになっていている。(たとえば Arter,1999., Demokrati Utredningen,2000)

このスウェーデンにおける脱コーポラティズム化の進行については、多くの論者がそれが事実であることを認めており、さしあたりはそれに根本的な疑問を呈する材料は見つからない。問題は、この脱コーポラティズム化の先に何が出現するかである。比較政治学的に言えば、「収斂の終焉の終焉」と呼びうるような事態がもたらされつつあるのであろうか？ Micheletti (1995) の言うように、スウェーデン政治における諸利益の統合様式は、コーポラティズムからプルーラリズムへという変化をとげつつあると見ることができるのであろうか？ それとも、そうではなくて、自由民主主義体制の下での、コーポラティズムともプルーラリズムとも違う政治のあり方が出現する可能性がそこに含まれているのであろうか？

これはかなり大きな問題であって、結論が何であれ答えを出すためには、多面的な検討が必要であり、ここで直ちに解答を与えることができないのは言うまでもない。この小論で行うのは、その問い合わせるために答えるための手がかりの一つとして、行政委員会制度の改革と経営者連盟の選択のあいだの関係についての着目すべき一つの議論を紹介し、それに論評を加えることにとどまる。

2. 脱コーポラティズム化と行政委員会の変容

スウェーデンにおける脱コーポラティズム化の進行という命題は、(1)労使間の中央交渉制度の解体、(2)国家の政策審議会の変容、(3)行政委員会制度の変容、という一連の事実観察にもとづいている。これらのうち、ここでの議論に直接関連するのは、行政委員会制度の変容である。その中身とそれが持つ意味を、まず確かめておこう。

スウェーデンの国家行政組織は、組織構成上、政策立案を担当する省レベルと政策実施を担当する行政庁のレベルとが二元的に分離されている。行政庁にはさまざまな組織形態のものが含まれているが、主要な行政庁の多くは、最高意思決定機関として行政委員会を置く組織形態をとってきた。

そして、それらの行政委員会には多くの場合、労働組合、経営者団体、農民団体などの主要な利益集団の中央組織の代表が委員として加わっていた。これが意味するのは、国会や内閣によって決定された政策の実施過程において、社会における経済的ポジションを基礎として全国的に組織された巨大な利益集団の代表が、強い影響力を行使しうる可能性を制度的に保障されており、それらの利益集団の代表のあいだでの妥協ないし合意形成を通じて、公共機関の活動のアウトプットが産出されるということである。

この意味で、上のような行政委員会制度および委員会における利益代表制は、スウェーデンにおけるコーポラティズムの一構成部分としてとらえられてきた。(それは「行政コーポラティズム」と呼ばれる場合もある。) とりわけ、労働市場委員会(AMS)のような、経済政策の中軸的実施機関において、労使の代表が委員会に席を占めることによって、政労使の三者間の協調行動を通じての政策実施が行われる可能性が大きくなることが重要視してきた。

そのことを通じて、政府はその経済政策の実効性を高めようとし、労使の利益集団は公

共政策の実施過程における、その構成員の利益の反映をはかってきたのである。スウェーデン経営者連盟（S A F）も、したがって、それらの委員会に代表を送ることによって、このコーポラティズム的編成の一画を占めてきた。ところが、1980 年代になると S A F 内部から、このような行政委員会のあり方に対し疑問が出されるようになる。

そして、1990 年には S A F は労働裁判所など 3 つの行政委員会をのぞくすべての行政委員会からその代表をひきあげることを決定した。さらに、92 年には新たに政権についた非社会主義連立政府の下で、行政委員会制度への利益集団代表制それ自体が廃止されてしまった。この意味で、少なくとも政策実施局面におけるコーポラティズムのメカニズムは崩れてしまったことになる。以上が、行政委員会制度の変容の中身とその持つ意味である。

3. 行政委員会制度の変容をめぐる議論

さて、以上のように行政委員会制度の変容が直接的には S A F の行動によってもたらされたことは明かである。では、なぜ S A F はそのような行動を選択したのであろうか？

この点についての、通常流布している説明は、その理由を S A F におけるイデオロギー的革新に求めるものである。1980 年の総会において S A F は、国家－社会関係についての、ネオ・リベラリズムの考え方にもとづく新たな立場を選択したと見られている。S A F は、80 年代には、その新たなイデオロギー的立場からコーポラティズム批判を展開し、その延長上に行政委員会からの委員の引き上げという行動を選択したと説明される。

このような通常の説明に対して、異議を唱えるのが、Rothstein and Bergström(1999) である。彼らによれば、S A F による行政委員会からの委員の引き上げの説明要因としては、そのイデオロギー的立場の変更よりも、行政機関の行動選択に対する行政委員会の影響力の低下および行政委員会における S A F の影響力の低下という要因の方が、より重要であるという。以下、その議論を要約しておこう。

第一に、行政機関の行動選択に対する行政委員会の影響力の低下はどのようにして生じたか。この発端は、1976 年 12 月に設置さ

れた「行政調査委員会」(Tarschys 委員会) にさかのぼる。同委員会は、44 年ぶりに社会民主党から政権を奪回した非社会主義連立政府の下で、行政機関に対する政治的コントロールの問題を調査審議するために設置された。1983 年に最終報告が出されたが、そこでは、行政庁に対する内閣の統御の強化が勧告された。この勧告は、代表制民主制の下での行政機関に対する統御メカニズムについての合法的・官僚的観点に立っていた。その観点は、行政機関の統御メカニズムについての合意形成的観点とは対立するものであり、したがって、上で見たような行政コーポラティズムに対する批判を含むものであった。

社会民主党は 1982 年に政権に復帰したが、新たな社会民主党政権の下で、「行政調査委員会」を引き継いで「事業庁指導委員会」が設置された(83 年 7 月)。同委員会は 85 年に報告書を出したが、その中でも、内閣による行政庁に対する統御の強化が勧告されていた。また、そのための具体的方策の一つとして、行政委員会からの利益集団代表の排除が提起されていた。そして、この勧告を受けて、政府は、1986 年および 89 年の 2 度にわたり、諸行政委員会の権限に関する規則改正を行ったのである。その規則改正の主眼は、委員会の決定権限を縮小し、活動目標の設定に関する事項に制限することにあった。

言い換れば、具体的な活動方策の選択に関する決定権について、長官への権限の集中がはかられたのである。この規則改正は、事業庁指導委員会の勧告の精神に沿ったものであったと言えるが、労働組合からの反発を考慮して、行政委員会からの利益集団代表の排除はこの規則改正には含まれていなかった。そのかわりに、行政委員会の権限の縮小がなされたのである。そして、これらの規則改正後の委員会運営の実態に照らしてみると、この権限縮小により、行政機関の行動選択に対する行政委員会の影響力の低下がもたらされることになったと言える。

第二に、行政委員会における経営者連盟の影響力の低下をもたらした要因は、委員会における雇用者サイドの代表としてかつて経営者連盟の享受していた独占的地位が後退したことによる。その独占的地位の後退は、国家公務員および地方公務員の雇用者代表(多くの場合、社会民主党に親和的)が委員

会に加わるようになったためであった。

以上のように、1980 年代には、行政委員会の権限と構成に変化がもたらされ、その結果、行政機関の行動選択に対する行政委員会の影響力の低下および行政委員会における S A F の影響力の低下が生じたわけである。前者は、公共政策に対する影響力行使のルートとしての行政委員会への代表の意味を減じさせることにつながった。

そして、後者の要因の存在によって、行政委員会を通じる影響力の縮小は、労働組合サイドと比べて、経営者連盟にとってより大きなものであった。こうした変化に対する経営者連盟の側のプラグマチックな対応が、行政委員会からの委員の引き上げであったと考えられるのである。

以上が、行政委員会からの委員の引き上げという S A F の選択についての Rothstein and Bergström による説明である。この説明には、行政コーポラティズム崩壊の主要因を、S A F の側の戦略とイニシアチブではなく、社会民主党と非社会主義諸政党の両方にまたがる政治家の側からの行政改革をめざす動きに置いて理解するという含意があると言えよう。

4. 考察

上で要約した Rothstein and Bergström の議論について、いくつかのコメントを付しておきたい。

第一に、Rothstein and Bergström の上記主張の論証は疑問の余地のないものとは言えない。行政委員会からの S A F の委員引き上げを、S A F の側の戦略によるものと解釈する（したがって、イデオロギーの役割を Rothstein and Bergström よりも重視する）余地は残っていると思われる。Rothstein and Bergström は、91 年に至るまで S A F の委員引き上げが本格的になされなかったことを、S A F の側の戦略によるものではないことの重要な論拠の一つとしてあげている。しかし、S A F 内部での主導権が 80 年代には流動的であり、90 年の議長交代で決着した（宮本 1999）という事情によって、委員引き上げの時点が 90 年代に入ってからであったことは説明可能である。

第二に、そうは言っても、行政コーポラティズムの崩壊の要因に関して、S A F の戦略だ

けではなく、80 年代の社会民主党政府の下での行政改革という要素に着目を促す点で、Rothstein and Bergström の分析は評価に値する。

そこで、あらためて 80 年代の行政改革の性格をどのようにとらえるかが問題になってこよう。Rothstein and Bergström は、それを「合法的官僚制的」モデルをめざすものであったと記述しているが、そう言い切れるのだろうか？ 地方分権化および地方自治体内分権化改革が、この時期、同時に進行していたことをどう考えるべきであろうか？ ここでは述べられないが、80 年代の分権化改革は「合法的官僚制的」モデルとは異なる政治行政制度を目指したものであったと考えよい理由がある。しかも、それらの改革は、同じ主体（Bo Holmberg 行政省大臣に代表される）によって推進されていたのである。さらに、80 年代における社会民主党内の 3 つの潮流の分化および三竦みの対立の存在（既存路線維持派、経済主義者、新世代）を考え合わせると、次のような仮説を設定することができるようと思われる。

80 年代初期の行政改革が社会民主党内の「新世代」のイニシアチブによるものだとすれば、そこでは、社会民主主義勢力の側からの脱コーポラティズム化が目的とされていたと考えられる。そしてそれは、普通の市民の政治参加の回路を実効的なものにしていくプロジェクトの一環として位置づけられるのではないだろうか。そのばあい、行政委員会における利益代表は、既存路線維持派の権力基盤の一つであったと考えられ、したがって、それを解体することは「新世代」のプロジェクトにとっても必要なことであったと捉えられる。

この仮説が当たっているとするならば、脱コーポラティズム化の先に来るのは、ブルーラリズム（Held, 1996 の分類における「モデル 6」のような）とは限らない。ヘルドの分類を用いて言えば、むしろ、モデル 5（競争的エリート主義）への指向とモデル 9（民主主義的自律）への指向とのあいだでの対抗が見て取れるのではないかだろうか。このように考えるならば、スウェーデンにおいて、民主主義のあり方をめぐる対抗が、80 年代以降現時点にいたるまでの政治的・イデオロギー的戦線の一構成要素となっていると見ること

ができる。

*本稿は、2001年12月5日に国際比較政治研究所において開催された研究会における筆者の報告の要約である。

引用文献

David Arter, *Scandinavian Politics Today*, Manchester U.P., 1999.

Demokrati Utredningen, *En uthållig demokrati*, SOU 2000:1.

David Held, *Models of Democracy*, 2nd ed., 1996.

Michele Micheletti, *Civil Society and State Relations in Sweden*, Avebury, 1995.

Bo Rothstein and Jonas Bergström, *Korporatismens fall och den svenska modellens kris*, SNS, 1999.

J. H. ゴールドソープ編『収斂の終焉』有信堂、1987年。

宮本太郎『福祉国家という戦略』法律文化社、1999年。

研究班報告2 Global Studies Group

ロシアにおける史料の公開とレーニン文書

内田 健二

ここでは本来ならば、研究班としての活動を報告しなければならないが、残念ながら、我が班は報告するに足る研究活動を行っていない。それゆえ、個人として行ってきた研究の一端を報告し、班の報告に代えさせていただきたいと思う。

史料集の公刊ラッシュ

ソ連崩壊後、それまで厳重に秘匿されてきたアルヒーフ（公文書館）史料が、なお重要な例外と制約があるものの一斉に公開されたことは、ソ連史と国際共産主義運動史の研究に大きな飛躍の可能性を与えた。とくに財政難に悩むロシアの研究所とアルヒーフが資金の獲得を目的として、欧米の出版社や研究機関と共同で精力的に各種史料集の刊行を進めた結果、我々外国人研究者は自国にいながらにしてそれらを閲覧できるようになった。

そのうち、これまで最大規模のプロジェクトは、イギリスのマイクロフィルム制作会社チャドウィック・ヒーリー社が販売権を得た『ソヴェト共産党・国家文書』である。これは全体で少なくとも2,500万ページ（リール数にすると25,000本）に達する壮大な計画である（価格も膨大である）。これを別とすれば、公刊された史料集の大半はテーマ別に編集され、価格も入手可能な水準に設定されている。現在、こうした史料集は出版ラッシュとすら呼びうる状況にある。

たとえば、最も早くから出版に取り組んできたイエール大学出版会の『共産主義の記録』（Annals of Communism、露語および英語）シリーズ、フーヴァー研究所やソロス基金などの援助による『二十世紀のロシア』（露語）シリーズ、ボストン大学とトロント大学が参加した『ソヴェト農村の悲劇』（露語）シリーズ、フランスからの資金に基づく『政治警察の眼から見たソヴェト農村』（露語）プロジェクトなど、枚挙に暇がない。これらはいずれも学術的価値がきわめて高く、今後、それぞれ専門的な研究のなかで利用されよう。ここでは、このあいだ新たに公表されたV・I・レーニンの著作について簡単に紹介することとした。

レーニンの未公刊文書と公表の動き

ソ連時代、革命の指導者レーニンの著作は、政権あるいは体制の正統性に関わるだけに、公表をめぐっては厳重な統制が加えられていた。『レーニン全集』は第5版まで出版されたが、収録されている文書は版によって異なっていた。また後に述べるように、収録された場合でも、体制にとって都合の悪い箇所は注意深く削除されていた。

ゴルバチョフとエリツィンの両時代を通じて、他の研究者には与えられない特権を得て各種のアルヒーフに入館し調査した故D・ヴォルコゴノフによれば、『全集』や『レニン